

仙北市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 本市が締結する契約、協定その他これらに類するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約

イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務その他建設工事に関連する業務の契約

ウ 設備の保守、清掃、警備等役務の提供又は物件の製造請負に係る委託契約

エ 公有財産売却等の物件の購入、売払い、借入れ又は貸与等の契約

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定

カ 動産の売買及び賃貸借、役務の提供等に係る契約

キ 下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）に係る契約

ク その他市長が特に指定する契約、協定その他これらに類するもの

(2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 仙北市財務規則（平成17年規則第38号）第102条の規定による仙北市競争入札参加資格者名簿に登載された者

イ アに掲げる者以外の者であって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、本市が締結する契約等の相手方となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行った者

(3) 法人等 法人、法人格を有しない団体又は個人事業主をいう。

(4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長、

その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

- イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人事業主にあつては、その者及びその者の支配人
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。
- (7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (8) 不当介入 契約等の相手方及び下請負人（以下「受注者等」という。）に対して行われる契約等に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。
- (9) 資材販売業者 資材等を扱う次に掲げるものをいう。
- ア 法人又は個人が経営する会社等
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及びその構成員
 - ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合及びその構成員
 - エ その他資材等を販売する事業者及びその構成員
- (10) 資材等 生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂、コンクリート二次製品等並びに物品及びこれに付属する部品等をいう。
- (11) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (12) 廃棄物処理業者 廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条

の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

(警察等関係行政機関からの通報に伴う対応)

第3条 市長は、入札参加資格者等又は入札参加資格者等の役員等が別表に掲げるいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があり、入札参加資格者等として不相当と認めるときは、仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成20年6月1日施行。以下「指名停止基準」という。）に基づき、適切な措置（以下「指名停止基準に基づく措置」という。）（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあつては、指名停止基準に準じた措置又は受注者等から当分の間排除する措置（以下これらの措置を「指名停止基準に準じた措置」という。））を講じるものとする。

(警察等関係行政機関からの情報入手に伴う措置)

第4条 市長は、必要と認めるときは、入札参加資格者等又は入札参加資格者等の役員等が別表に掲げるいずれかに該当するか否かを警察等関係行政機関に照会することができる。

2 市長は、前項の規定による照会の結果、入札参加資格者等又は入札参加資格者等の役員等が別表に掲げるいずれかに該当すると確認したときは、指名停止基準に基づく措置（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあつては、指名停止基準に準じた措置）を講じるものとする。

(契約等における資材等購入等の排除)

第5条 受注者等は、受注者等と取引関係のある資材販売業者又は廃棄物処理業者が暴力団等と認められるときは、当該資材販売業者から契約等に係る資材等を購入し、又は契約等に関し当該廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。

2 市長は、警察等関係行政機関から前項に違反する事実があると通報があつたときは、当該事実を受注者等に通知するものとする。この場合において、受注者等が当該事実を知りながら同項に違反していると認められるときは、指名停止基準に基づく措置（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあつては、指名停止基準に準じた措置）を講じるものとする。

(契約等の解除)

第6条 市長は、第3条及び第4条の規定による措置を講じたときは、契約等を解除するほか、契約締結前までの期間においては、入札の無効及び落札の

取消し等を行うものとする。

- 2 市長は、下請負契約締結前に第3条及び第4条の規定による措置を受けたものが下請負人等に該当すると判明した場合は、これを承認しないものとし、締結後の場合においては元請負者に当該下請負契約の解除を求めるものとする。
- 3 前項において、元請負人が正当な理由なく当該下請負人との契約解除もしくは契約を解除させるための措置を講じないときは、元請負人との契約を解除するものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者等が本市と締結した契約等の履行に際して暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者等に対し直ちに本市への報告を求めるとともに、所轄の警察署への通報及び警察等の捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

- 2 市長は、受注者等から前項の報告があったときは、速やかに所轄の警察署と連絡及び協議を行い、受注者等を適切に指導するものとする。この場合において、受注者等が不当介入による被害を受けているときは、受注者等に対し被害届を速やかに所轄の警察署に提出するよう指導するものとする。
- 3 市長は、所轄の警察署から、受注者等が所轄の警察署への通報を怠ったことが認められるとの連絡を受けたときは、受注者等からその事情を聴取するものとする。
- 4 前項の規定による聴取の結果、所轄の警察署への通報及び市長への報告を怠ったことが確認されたときは、指名停止基準に基づく措置（第2条第2号イ又はウに該当する者の場合にあっては、指名停止基準に準じた措置）を講じるものとする。
- 5 市長は、受注者等が不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置を行うときは、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。
- 6 第3条及び第4条の規定による措置により指名停止

(情報の管理)

第8条 市長は、知り得た情報を適切に管理し、当該情報の漏えい防止に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連

携のもと行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

- 1 暴力団等と認められるとき。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。
- 3 暴力団等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき。
- 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負うこと、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待し、又は同席すること等暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。